

/ロゴ：ロスアトム/
有限会社ロスアトム東アジア(北京)コンサルティング
(ロスアトム東アジア)

命令書

平成 28 年 5 月 31 日

第 338/CN-01.02/056 号

北京

有限会社コンサルティング企業・ロスアトム東アジア(北京市)における腐敗防止方針及び腐敗リスク評価に関する
方法論的推奨事項の承認について

民間機関ロスアトム・インターナショナル・ネットワークの平成 28 年 4 月 12 日付命令書第 338-01.01/39 号に基づき、ロシア連邦腐敗防止関連法律の遵守を確保するために、以下のとおり命令する。

1. 本命令の日付をもって、有限会社コンサルティング企業・ロスアトム東アジア(北京市)(以下、「地域センター」という)及び地域センターの従業員を拘束するものとして、以下の社内規則を承認すること。

地域センター腐敗防止方針（以下、「本方針」といい、本命令書附属書第 1 号）

地域センターにおける腐敗リスク評価に関する方法論的推奨事項（以下、「方法論的推奨事項」といい、本命令書附属書第 2 号）。

2. ストレルニコフ D.A.代表取締役社長を、本命令書を実行する権限を有する従業員（以下、権限を有する従業員）として任命し、本命令書附属書に記載した当該権利・義務を与えること。

3. パウトバ T.A.管理マネージャーは、方法論的推奨事項に基づき、権限を有する従業員の支援を受けながら、ビジネスプロセスの実施に伴う腐敗リスク評価を実施し、当該腐敗リスクマップを作成した上で、民間機関・地域センターのレヴィツキーS.G.セキュリティアドバイザー宛に合意を得るために送付すること。

締切日：平成 28 年 6 月 25 日

4. パウトバ T.A.管理マネージャーは、本方針と方法論的推奨事項を地域センターの従業員に周知させ、当該従業員に署名してもらうこと。

5. 私は、本命令の実行監督権を保持すること。

代表取締役社長

(サイン)

デミン S.I.

パウトバ T.A.

+86 10 6505 6876 (内線 803)

有限会社コンサルティング企業・ロストアトム東アジア(北京市)

地域センターロストアトム東アジア

社内規則

方針

腐敗防止方針

338/CN-02.04/003

発効根拠：

平成 28 年 5 月 31 日付命令書第

338/CN-01.02/056 号

第 1 番

ページ総数：10

変更に関する情報：

北京

338/CN-02.04/003-2016	第 1 版	腐敗防止方針	ページ 2
-----------------------	-------	--------	-------

目次

1. 目的・適用範囲	3
2. 用語と略語	3
3. 腐敗防止活動の主要原則、実施へのアプローチ、使用すべきツール	5
4. 腐敗防止方針の実施を担当する地域センター従業員	8
5. 法律文献	8
6. 腐敗防止方針変更手順	9
7. 従業員の管理及び腐敗防止方針の不遵守に対する責任	10

ロシアトム東アジア、平成 28 年

1. 目的・適用範囲

1.1. 有限会社コンサルティング企業・ロシア東アジア(北京市)(以下、「地域センター」という)の腐敗防止方針（以下、「本腐敗防止方針」という）の目的は、以下のことを可能にする腐敗防止の主要原則や方法論的アプローチ、ツールを定めることであり、これを遵守することにより、以下のことが可能となる。

- 1) 腐敗対策の規制的かつ方法論的かつ組織的の基盤を形成すること。
- 2) 腐敗対策の法整備及び腐敗行為に対する責任について原子力産業界に情報を提供すること。
- 3) 以下の項目を確保すること。

腐敗対策分野における法令置及び経営判断の実施、腐敗行為機会阻害する環境の構築、腐敗レベルの低減確保。

地域センター従業員による腐敗防止行動規範の遵守。

ロシア連邦法律及び中華人民共和国法律に定めらる強制的措置の適用。

1.2. 本腐敗防止方針は、平成 20 年 12 月 25 日付連邦法第 273-FZ 号「腐敗対策について」（以下、「連邦法第 273-FZ 号」という）やロシア連邦大統領指令、ロシア連邦政府指令、腐敗等の違法行為対策分野においてコンサルティング及び方法論的な支援を行う権限を有する連邦執行機関指令の実行を目指し、地域センターに関わる部分について発行されている。

1.3. 本腐敗防止方針は、後述の文書の腐敗防止に重点を置いた方向性を確保する部分について、各プロセスグループの規制文書及び方法論的文書の開発の基盤を成す。

1.4. 本腐敗防止方針は、地域センターが腐敗等の違法行為のリスクを孕む全てのビジネスプロセスにおいて、計画や規制、企画、実施管理、開発、是正措置適用やその他の管理措置を講じる際に適用され、役職及び機能を問わず地域センター従業員を対象とする。

1.5. 本腐敗防止方針の利用者は、地域センターの全従業員である。

2. 用語と略語

2.1. 本腐敗防止方針は、新たな用語を導入しない。

2.2. 本腐敗防止方針では、以下の略語が使用されている。

略語	内容
資産	市民権の対象を含む地域センターの資源（発起人が日常運営権に基づき地域センターに割り当てられ、地域センターにより他の根拠に基づき取得された財産、連邦法で保護された秘密を含む情報名地）
安全性	損害を与える可能性に関連する許容できない（重大な）リスクがないこと – 人々の健康や財産の保存性に損害を与えかねない回避可能なリスクを許容できる（重大ではない）レベルまで低減できる（人間の行動を含む）多くの要素の最適なバランス
職員	地域センターにおいて、常に又は一時的に又は特別な権限により、企画・運営機能及び管理・経済機能を果たす者。
地域センター幹部	代表取締役社長及び代表取締役副社長
資産保護	腐敗等の違法行為の防止を目指す活動
他の違法行為	地域センター及びその資産に関する権利及び法定利益の行使を阻止及び(又は)妨害する個人・団体及び(又は)その職員の作為（不作為）及び決断
腐敗	自己または第三者のために金銭や貴重品、その他の財産又は財産的サービス、その他の財産権の形で利益を取得を狙う、社会及び国家の正当な利益に反する個人による地位濫用や贈収賄、職権濫用、商業贈収賄、その他の違法利用、又は他の個人による当該個人へのその利益の違法付与。法人の名義で、あるいは、法人の利益のために上記の行為を行うことも腐敗である（連邦法第 273-FZ 第 1 条 1 項）

セキュリティアドバイザー	ロシア国営公社「ロスアトム」の部署及びその資産保護に担当する職員が調整役として直接参加する、民間機関・地域センターの腐敗防止活動及び地域センターの資産保護を管理する権限を有する者
腐敗防止	腐敗行為の防止を確保する社内規則文書に定める企業文化や組織構造、規定、手続きの要素の導入を目指す地域センターの活動
腐敗対策	連邦政府機関やロシア連邦構成主体の行政機関、地方自治体、市民社会機関、その権限内の団体・個人、中華人民共和国国務院腐敗防止局、その他の中央・地方従属の監督機関の以下の活動 a) 腐敗の原因の特定と事後の排除（腐敗防止）を含む腐敗未然防止 b) 腐敗行為の検知、抑制、検出、調査（腐敗対策） c) 腐敗行為の結果を最小化及び（又は）排除
発起人	原子力産業グループル・スアトム・インターナショナル・ネットワークの国際地域ネットワーク 発展民間機関(民間機関ルスアトム・インターナショナル・ネットワーク)

3. 腐敗防止活動の主要原則、実施へのアプローチ、使用すべきツール

3.1 地域センターにおける腐敗防止活動は、連邦法第 273-FZ 号に定める以下の原則に基づくものである。

1) 人間・市民の権利・自由の確保(連邦法第 273-FZ 条第 1 項第 3 号)：腐敗防止活動を含む各ビジネスプロセスは、地域センターにおいて、そのステークホルダーの権利を遵守しながら規制・実施されるものとし、地域センターの各社内規則において、従業員と法執行機関及び(又は)行政(地方)管理(監督)を実施する他の政府機関・地方自治体とのやり取りの経緯について雇用主またはその権限を有する者に通知する要件を設けてはいけない。

2) 合法性(連邦法第 273-FZ 条第 2 項第 3 項)：法律要件及び当該法律要件に基づき、かつ当該法律要件の実施のために策定された社内規則の継続的かつ正確な遵守で、当該遵守は違反した場合における国家の強制措置の不可避性によって確保される。

3) 地域センターの活動の開放性と公表性：地域センター活動及び地域センター幹部に関する、かつその資格範囲内にあり、国家機密及び(又は)商業秘密や法律で保護された他の情報の保護に関する法律が課す制限の遵守を伴わない情報が、市民や団体、報道機関、市民社会機関に公開されていること。

4) 腐敗行為に対する責任の必然性(連邦法第 273-FZ 号第 3 条第 4 項)：腐敗行為の各事実に対し(法律に定める方法で有罪が証明された場合)、適切な罰が課され補償措置が適用されること。

5) 腐敗防止のための組織的かつ情報宣伝的かつ社会経済的かつ法的かつその他の措置の包括的利用(連邦法第 273-FZ 号第 3 条第 5 項)：実施される全てのプロセスにおける相互に関連する腐敗防止措置の着実かつ体系的で調整の良い実施。

6) 腐敗防止措置の優先適用(連邦法№273-FZ の第 3 条第 6 項)：オペレーションプロセス(サブプロセス、手順)のステークホルダーは、関連プロセス(サブプロセス、手順)のさらなる実施に関する決定にかかわらず、その実施のいずれかの段階で腐敗行為及び(又は)その他の違法行為の兆候が確認された場合、それについてセキュリティアドバイザーに通知すること。

338/CN-02.04/003-2016	第 1 版	腐敗防止方針	ページ 7
-----------------------	-------	--------	-------

7) 腐敗防止分野における地域センターと市民社会機関や国際機関、個人との協力：ロシア連邦法律に定める地域センターの目的の達成を妨げない形で、腐敗防止業務に参加する市民社会機関や国際機関、個人の代理人を相互に受け入れられる条件で動員及びフィードバック（情報交換や問い合わせの検討、調査への参加等）の確保。

3.2 地域センターにおける腐敗防止活動の実施の際、以下の方法論的アプローチが適用される。

1) システム・状況論的アプローチ：腐敗防止は、地域センターにおける腐敗等の違法行為の撲滅を含む権限を有する代表取締役副社長の参加を伴う全ての財務・経済活動の実施過程で確保される。

2) 役割に基づくアプローチ：地域センターで実施される組織的かつ財政的かつ経済的かつその他の活動の各ステークホルダーや事実、対象及びその取引先は、同時にセキュリティの主体・対象並びに腐敗等の違法行為の脅威の源の役割で検討される。

3) リスク志向のアプローチ：腐敗等の違法行為の対策を任務とするセキュリティアドバイザーによる、地域センターにおいて実施されているビジネスプロセスに内在する特定リスクの分析・評価に基づく活動の計画及び実施並びに腐敗的な影響に以前さらされた施設への腐敗対策の集中。

3.3 地域センターの腐敗対策は、以下の標準的ツールが用いられる。

1) 脅威やその実行オプション、脅威の発生源の利用する脆弱性、起こりうる損失、潜在的な損害の規模のモデル化。

2) 腐敗防止管理プロセスの自動化。

3) 地域センターの資産と従業員が腐敗要因（影響）にさらされることのコントロール（計画、管理、状態及び（又は）脆弱性の分析）、当該情報の収集や分析、編集に基づく、識別されたリスクの受容性や確率、方向、実施規模の継続的評価。

4) コントロール結果に基づく管理及び(又は)是正措置の適用に関する提案及び決定案の策定としての情報提供。

5) 以下の(ただし、これに限定されない) 課題に関する組織的かつ助言的かつ方法論的支援としての方法論。

地域センターの職員による制限や禁止事項、利益相反の防止や解決のための要件、ロシア連邦法律に定めるその他の職務の遂行の遵守(以下、「職務行動要件」という)。

職務行動への要求事項の実施に関するコンサルティング支援。

従業員向けの法教育

内部検査の実施

地域センターの従業員及び代行候補者である市民がロシア連邦法令に基づいて提出する収入や支出、財産、財産債務に関する情報の信頼性と完全性の検査

腐敗防止に関する専門鑑定を含む、腐敗防止を含む社内規則・法令案の策定。

特定の活動分野における法執行機関との連携。

4. 腐敗防止方針の実施を担当する地域センター従業員

4.1 地域センターの代表取締役社長は、地域センターにおける本腐敗防止方針の実施(その原則及びアプローチの遵守の確保並びにそのツールの適用)に対し責任を負う。

5. 法律文献

5.1. ロシア連邦憲法

5.2. 中華人民共和国憲法

5.3. 連邦法:

a) 平成 24 年 12 月 3 日付第 230-FZ 号「公務員等の支出と収入との適合性の管理について」

b) 平成 20 年 12 月 25 日付第 273-FZ 号「腐敗対策について」

c) 平成 21 年 7 月 17 日付第 172-FZ 号「法令・法令案の腐敗防止審査について」

338/CN-02.04/003-2016	第 1 版	腐敗防止方針	ページ 9
-----------------------	-------	--------	-------

d) ロシア連邦労働法典(平成 13 年 12 月 30 日付連邦法第 197-FZ)

5.4 ロシア連邦大統領指令：

a) 平成 25 年 4 月 2 日付第 309 号「連邦法『腐敗対策』の個別条項の実施措置について」

b) 平成 25 年 4 月 2 日付第 310 号「連邦法『公務員等の支出と収入との適合性の管理について』の個別条項の実施措置について」

c) 平成 25 年 7 月 8 日付第 613 号「腐敗対策事項」

d) 平成 26 年 4 月 11 日付第 226 号「平成 26 - 27 年分国家腐敗対策計画及び腐敗対策に関するロシア連邦大統領指令の一部改正について」

5.5 ロシア連邦政府指令：

a) 平成 22 年 2 月 26 日付第 96 号「規範的な法律行為と規範的な法律行為の草案の腐敗防止の専門知識について」。

b) 平成 24 年 8 月 21 日付第 841 号「公社及び国有企業の従業員によるロシア連邦労働法典第 349.1 条の遵守について」

c) 平成 25 年 7 月 22 日付第 613 号「ロシア連邦政府が定めた任務を遂行するために設立された団体への代行候補者である市民及びその団体において代行する従業員による収入や支出、財産及び財産債務に関する情報の提供、並びに提供された情報の正確性、完全性、職員の職務行為要件の遵守に関する検査について」

d) 平成 26 年 1 月 9 日付第 10 号「職務地位又は業務（職務）遂行に関連した贈物の受領、贈物の贈与・評価、それらの売却（買い戻し）及びそれらの売却から受け取った資金の預け入れに関する特定のカテゴリーの者による報告の手続きについて」

5.6 ロシア連邦労働省が平成 25 年 11 月 8 日に発行した団体による腐敗の防止・対策を目指す措置の開発・採用に関する方法論的推奨事項

5.7 平成 25 年 6 月 25 日付ロシア国営公社「ロスアトム」命令書第 1/677-P 号(平成 27 年 1 月 27 日改正)「ロシア国営公社「ロスアトム」における腐敗等の違法行為の防止部署の特定について」

5.8. 平成 22 年 6 月 25 日付「の行政管理に関する中華人民共和国法」

5.9. 平成 15 年 5 月 27 日中華人民共和国国务院指令第 378 号「国有企業の財産監督に関する暫定規定」

5.10. 平成 27 年 8 月 3 日付「中華人民共和国共産党検査活動監督規程」

5.11. 中華人民共和国刑事法典第 8 章

338/CN-02.04/003-2016	第 1 版	腐敗防止方針	ページ 10
-----------------------	-------	--------	--------

6. 腐敗防止方針変更手順

地域センター代表取締役副社長は、地域センターの腐敗防止方針更新に対する責任を負う。

7. 従業員の管理及び腐敗防止方針の不遵守に対する責任

7.1. 地域センターの従業員は、ロシア連邦の法律及び中華人民共和国の法律に定める、本腐敗防止方針に基づき発行された地域センターの社内規則の非遵守に対する責任を負う。

7.2 地域センター幹部は、地域センターにおける本腐敗防止方針の原則の不遵守に対する個人的責任を負う

。

7.3 セキュリティアドバイザーは、地域センターにおける本腐敗防止方針の要件遵守を管理する。。